

## 第2編 議会・監査(大月都留広域事務組合監査委員条例)

### 第2章 監査

#### ○大月都留広域事務組合監査委員条例

(昭和60年4月1日条例第1号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号 令和2年8月7日条例第2号

(趣旨)

第1条 監査委員については、法令に規定するものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(定例監査)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第4項の規定による監査を行うときは、監査の期日前10日までにその期日を組合長に通知しなければならない。

(臨時監査)

第3条 監査委員は、法第199条第5項又は法第235条の2第2項の規定に基づき必要があると認める監査を行うときは、あらかじめその日時を組合長に通知しなければならない。

(請求又は要求に基づく監査)

第4条 監査委員は、法第75条第1項及び法第98条第2項の規定による請求に基づく監査並びに法第199条第6項、法第235条の2第2項及び法第243条の2の2第3項の規定による要求に基づく監査等を行うときは、当該請求又は要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。

(決算証書類等の審査)

第5条 法第233条第2項の規定により、決算及び証書類等が審査に付されたときは30日以内に意見をつけて、組合長に回付しなければならない。

(告示の公表)

第6条 監査委員の告示及び公表は、大月都留広域事務組合公告式条例(昭和42年条例第4号)第2条に定める公示の例による。

(委任規定)

第7条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)施行の日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。